平成24年12月13日名古屋地裁判決（事件番号平２３（ワ）７０７８号）

名古屋市〈以下省略〉

原告

Ｘ

同訴訟代理人弁護士

北條政郎

同

小林俊之

名古屋市〈以下省略〉

被告

Ｙ

同訴訟代理人弁護士

木村良夫

主文

　１　被告は，原告に対し，５万円及びこれに対する平成２３年１２月７日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

　２　訴訟費用は，これを１０分してその１を被告の，その余を原告の負担とする。

　３　この判決は，仮に執行することができる。

事実及び理由

第１　請求

　１　被告は，原告に対し，１５０万円及びこれに対する本件訴状送達の日の翌日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

　２　仮執行宣言

第２　事案の概要等

　１　事案の概要

　本件は，原告が，同じマンション内の自己の居室の真下に居住する被告が，被告の居室ベランダで喫煙を継続していることにより，原告の居室ベランダ及び居室室内にタバコの煙が流れ込んだために体調を悪化させ，精神的肉体的損害を受けたとして，被告に対して，不法行為に基づく損害の賠償を請求する事案である。

　２　前提事実（当事者間に争いのない事実，証拠及び弁論の全趣旨により明らかに認められる事実）

　　(1)　当事者等

　　　ア　原告（昭和１３年生まれ）は，平成２０年２月ころから，肩書住所のマンション（以下「本件マンション」という。）の５０９号室に居住している。同所の所有者は原告の子らである。

　　　イ　被告（昭和２６年生まれ）は，平成７年１２月ころから，原告の居室の真下に位置する本件マンションの４０９号室を所有し，居住している。

　　　ウ　５０９号室と４０９号室の間取り等は同じであり，居間及びリビングの外にベランダがある。

　　(2)　紛争に至る経緯

　　　ア　被告は喫煙者であり，自室（４０９号室）のベランダで喫煙をすることがあった。

　　　イ　原告は，平成２２年５月２日ころ，被告宛てに手紙を出し，同年４月ころからタバコの煙が室内に入ってきていること，自らが喘息であること，タバコの煙によって強いストレスを感じていること，ストレスによって帯状疱疹を発症したこと等を記載して，ベランダでの喫煙をやめるよう求めた。

　　　ウ　原告は，平成２３年４月ころ，ベランダで喫煙していた被告に対して，直接，被告の家の中でタバコを吸うよう求めた。

　　　エ　原告の娘は，平成２３年８月３日ころ，被告に架電して，ベランダでの喫煙をやめるよう求めた。

　３　争点及びこれに対する当事者の主張

　　(1)　被告がベランダで喫煙をする行為が原告に対する不法行為となるか

　（原告の主張）

　　　ア　被告は，原告や原告の娘が手紙や電話，回覧等でベランダでの喫煙をやめるよう求めたにもかかわらず，これを無視して，ベランダでの喫煙を継続している。原告は，被告の喫煙によって自室にタバコの煙やにおいが充満するようになり多大なストレスを感じ，帯状疱疹を発症し，不眠や動悸，うつ状態になる等して精神的に追い込まれ，多大な被害を受けた。原告自身は，タバコの煙が室内に入ってくるのを防止するため，ベランダをビニールシートで覆い，毛布を掛け，さらに，扇風機３台，空気清浄器２台を設置して，室内のタバコの煙を外へ出すなどして，できる限りの措置を講じていた。

　　　イ　以上のような被告の喫煙の態様，原告に生じた被害の内容・程度，原告自身が行った回避行為の内容からすれば，被告のベランダでの喫煙行為は，原告の受忍限度を著しく超えるものとして違法であることは明らかである。

　（被告の主張）

　　　ア　以下の事情からすれば，仮に被告の喫煙と原告の精神的苦痛との間に因果関係があるとしても，それは受忍限度内であって，違法性はない。

　（ア）　被告は，原告が肩書住所に居住するよりも前の平成７年１２月ころから，肩書住所に居住している。

　（イ）　健康増進法が受動喫煙を防止する措置を講ずべき努力を求めているのは，多数の者が利用する施設の管理者である。本件において被告が喫煙しているのは，被告所有の建物内であって，私生活における自由が尊重されるべき空間である。

　また，原告と被告が居住するマンションの使用規則にも，ベランダでの喫煙を禁じる規則はない。

　（ウ）　被告がベランダで喫煙するのは，１日数本程度である。

　（エ）　仮に被告がベランダで喫煙したタバコの煙が，上階である原告の居室に流れ込むことがあったとしても，原告が窓を閉めれば容易に防止しうることである。

　原告は窓を閉めて冷房を使用することは，坐骨神経痛があるからできないというが，それは原告の特殊事情である。また，春や秋にも窓を開けていることが多いというが，それも原告の嗜好にすぎない。

　（オ）　被告は，原告の生活音に不快感を覚えていたが，お互い様だと思い我慢していた。被告は，原告からタバコの苦情を言われた際，原告の生活音がうるさい旨を申し入れているが，原告はこれを改善する努力をしていない。

　（カ）　被告は，原告の娘が電話でベランダでの喫煙をやめて欲しいと要望した平成２３年８月上旬以降は，ベランダでは喫煙していない。

　（キ）　本件訴訟における和解協議において，被告は，ベランダでの喫煙禁止を受け入れる案を承諾したが，原告は，さらに被告の居室内における喫煙も一部禁止しようとした。

　　　イ　原告に帯状疱疹やうつ状態，せき，涙，鼻水等が生じているとしても，それが，被告がベランダで吸うタバコの煙によるものかどうかの医学的知見があるわけではなく，また，階下の喫煙行為による煙でそのような症状が生じることが通常であるとは言い難い。

　したがって，被告の喫煙行為と原告主張の症状との間の因果関係は何ら立証されていない。

　　　ウ　原告がタバコの煙に対する感受性が極めて高い者であったとしても，そのような特別事情は，被告が予見しうるところでもない。

　　(2)　原告の損害

　（原告の主張）

　原告は，被告の不法行為によって上記のとおり，著しい精神的，肉体的苦痛を受けたが，かかる苦痛を慰謝するに足りる損害賠償額は少なく見積もっても１５０万円を下らない。

　（被告の認否）

　原告の主張を争う。

第３　当裁判所の判断

　１　認定事実

　　(1)　前記前提事実，証拠（甲１ないし７，乙１ないし４，５の１，２，乙６，１０，１１，原告本人，被告本人）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実を認めることができる。

　　　ア　被告は，平成７年１２月ころから肩書住所地に居住している。被告は，当初，会社員として稼働しており，平日の朝８時前から夕方５時半ころまでは自室にいなかった。被告は，一日に２０本程度のタバコを吸うが，このころの自室での喫煙数は５，６本程度であり，家族が喫煙を嫌うことから，家族がいるときには室内では吸わず，このうちの半分程度をベランダで喫煙していた。また，本件マンションは，ベランダ側が川に面していることから，被告は，ベランダに椅子を置いて，タバコを吸いながら景色を眺めることを好んでいた。

　　　イ　被告は，平成２１年９月末に前の会社を辞め，日中も家にいることが多くなり，４０９号室の室内やベランダで喫煙をしていた。

　　　ウ　被告は，平成２２年６月末頃に再就職をしたため，以後，月曜日から金曜日までの１２時５０分ころから夜８時過ぎまでは自室にはいない。このころ，被告は，朝８時ころに起床してから昼１２時５０分ころに家を出るまでの５時間弱の間に，ベランダで５，６本のタバコを吸い，夜帰宅後に３，４本のタバコを吸っていた。

　　　エ　原告は，平成２０年２月から肩書住所に居住するようになった。原告は，平成２２年４月ころから，毎日，タバコの煙が階下から立ち上って原告の室内に入ってくると感じるようになり，このころからせきが頻繁に出るようになった。原告は，過去に小児喘息に罹患したことがあることから，タバコの煙に対して恐怖感があった。原告は，このころ，近隣住民から，階下の被告がベランダで喫煙していること，被告は退職して家にいることなどを聞き，自分でも自室のベランダから覗いて，被告がベランダで喫煙しているのを確認した。

　　　オ　原告は，同年５月１日に医療機関を受診して，帯状疱疹と診断され，その原因がストレスにあると言われたことから，同月２日ころ，被告宛に手紙を出し，同年４月ころからタバコの煙が室内に入ってきていること，自らが喘息であること，タバコの煙によって強いストレスを感じていること，ストレスによって帯状疱疹を発症したこと等を記載して，被告に交付し，ベランダでの喫煙をやめるよう求めた。

　被告はこれを受け取って読んだが，被告自身は，日ごろ原告が部屋の中で発する生活音が気になっていたことから，お互い様と考え，ベランダでの喫煙行為をやめることはしなかった。

　　　カ　原告は，平成２３年４月ころ，ベランダで喫煙していた被告に対して，直接，タバコを被告の家の中で吸うよう求めた。これに対して，被告は，「あなたも朝早くから夜遅くまで，ゴトゴト，ゴトゴトうるさいが，何をやっているんですか。静かにしてください。」と言い返し，ベランダでの喫煙をやめることはしなかった。

　本件マンションでは，ベランダでの喫煙を禁止してはいないことから，原告は，このころ，マンション管理組合の理事長に相談し，管理組合から，マンション内の住民に，ベランダでの喫煙に注意するよう呼びかける回覧を出してもらうと共に，掲示板にも，「マンションは共同生活です。お互いに迷惑にならないように気をつけましょう。」との表題で，ベランダでの喫煙及びマンションでの生活音に気を付けるよう呼びかける内容の掲示を張ってもらった。被告は，回覧板には気付かなかったが，時期は不明であるものの，この掲示は見た。しかし，ベランダでの喫煙はやめなかった。

　　　キ　原告の娘は，同年８月３日ころ，被告に架電して，ベランダでの喫煙をやめるよう求め，吸うのであれば被告の自室の換気扇の下で吸ってほしいと告げた。しかし，被告は，直ちにベランダでの喫煙をやめることはせず，同年９月１９日ころまで，ベランダでの喫煙を継続していた。

　　　ク　原告は，毎年９月末ころから，翌年３，４月ころまでの約半年は，かつて被告の喫煙に苦情を申し入れたことのある原告の隣室の区分所有者が在宅していることから，被告はベランダで喫煙をせず，したがって，この時期には，原告のベランダへも，階下からタバコの煙は上がって来ないと考えている。平成２３年についても，同年９月１９日に隣室の区分所有者が帰宅したことから，原告は，被告がベランダでの喫煙をしないと考え，以後，喫煙の記録をとっていない。その後，被告が，ベランダで喫煙をしていることを認めることのできる客観的な証拠はない。

　　(2)　事実認定の補足説明

　　　ア　被告は，原告の娘から電話があった平成２３年８月３日以降，ベランダで喫煙をしていないと主張し，被告自身，娘が出てきたことから理解を示してベランダでの喫煙行為はやめることとし，以後は，ベランダでは喫煙をしていない，喫煙はキッチンの換気扇の下でしており，リビングでも喫煙していないと述べる（乙１１，被告本人）。

　しかし，被告は，同日以前に，原告自身から，手紙で，あるいは直接に，ベランダでの喫煙を止めるよう頼まれた際には，原告の生活音が気になっていたため，お互い様と考えて，ベランダでの喫煙をやめなかったのであり，マンション内の掲示にも気づいていたが，喫煙を継続し，原告の娘の電話に対しても，原告の生活音がうるさいと反論したのみであって，ベランダでの喫煙をやめるとは述べていないのであり，そうであるのに，その電話を終えてから，自発的にベランダでの喫煙をやめたというのは，にわかに信じ難い。

　他方，原告は，娘の電話の後もタバコの煙が上がってくる状況に変わりがないことから，同年９月１日に弁護士に相談し，その助言で，同日から，タバコの煙に気付いた時刻をメモ（甲５）に残したほか，同月８日には，煙が自室内に入るのを防ぐために自室のベランダにビニールシートを張り，窓の外に毛布を掛ける等したほか，扇風機や空気清浄器を置いて，煙が自室から出るように対策を講じたものの効果がなかったと述べる。このうち，原告が記録していたメモには，被告が勤務のために自室にいないことが明らかな時間帯も一部含まれていることが認められるが，その余については，上記の被告の自認する喫煙量と概ね一致していることからすると，一部の不一致をもって，原告の述べるところを，全部信用できないとまでいうことはできない。

　以上を総合考慮すると，平成２３年８月３日以降，ベランダで喫煙していないとの被告の主張は認めることができない。

　　　イ　原告は，被告がベランダでの喫煙を継続したことにより，原告は多大なストレスを感じ，帯状疱疹を発症し，また，不眠や動悸，うつ状態になる等して精神的に追い込まれたと主張し，診断書（甲１ないし３）を提出する。しかし，受動喫煙によるストレスが直ちに帯状疱疹を発症させるものとはいえず，被告が，不眠や動悸を訴えてうつ状態と診断されたのは，被告のベランダでの喫煙がやんだ平成２３年９月１９日よりも後であり，したがって，これらが被告のベランダでの喫煙により生じたものとまでは認められない。

　２　争点(1)（被告がベランダで喫煙をする行為が原告に対する不法行為となるか）について

　　(1)　自己の所有建物内であっても，いかなる行為も許されるというものではなく，当該行為が，第三者に著しい不利益を及ぼす場合には，制限が加えられることがあるのはやむを得ない。そして，喫煙は個人の趣味であって本来個人の自由に委ねられる行為であるものの，タバコの煙が喫煙者のみならず，その周辺で煙を吸い込む者の健康にも悪影響を及ぼす恐れのあること，一般にタバコの煙を嫌う者が多くいることは，いずれも公知の事実である。

　したがって，マンションの専有部分及びこれに接続する専用使用部分における喫煙であっても，マンションの他の居住者に与える不利益の程度によっては，制限すべき場合があり得るのであって，他の居住者に著しい不利益を与えていることを知りながら，喫煙を継続し，何らこれを防止する措置をとらない場合には，喫煙が不法行為を構成することがあり得るといえる。このことは，当該マンションの使用規則がベランダでの喫煙を禁じていない場合であっても同様である。

　　(2)　そこで検討するに，上記１で認定した事実に照らすと，被告がベランダで喫煙をした際に出るタバコの煙がマンションの直上階にある原告のベランダに上り，原告の自室内に入ることは十分にあり得ることがらであるところ，被告がベランダで喫煙していた量は，平成２２年６月以降の平日午前の５時間弱の間に５，６本であって，祝祭日，あるいは，平成２２年５月以前の被告が職に就いていない時期には，これを大きく上回るものと推認されることからすると，被告の喫煙により原告の室内に入るタバコの煙は，少ないとは言えない。

　他方，本件マンションは居住用マンションであって，被告自身，ベランダでタバコを吸いながら景色を眺めることを好んでいたことからすると，本件マンションの立地は，日常的に窓を閉め切り空調設備を用いることが望まれるような環境ということはできず，したがって，原告が季節を問わず窓を開けていたことをもって，原告に落ち度があるということはできない。

　このような状況において，原告は，平成２２年５月２日ころには，自分が喘息であって，タバコの煙によって強いストレスを感じていることを記載して，ベランダでの喫煙のみをやめるよう被告に求め，平成２３年４月ころにも重ねてベランダでの喫煙をやめるよう，直接，被告に告げ，管理組合をして回覧又は掲示もさせているのであり，そうであるとすると，遅くとも，平成２３年５月以降，被告が，原告に対する配慮をすることなく，自室のベランダで喫煙を継続する行為は，原告に対する不法行為になるものということができる。

　　(3)　被告は，本件マンションに居住するようになったのは被告が先であると主張する。しかし，ベランダでの喫煙は継続的に発生しているものではなく，第三者から容易に確認することができないから，原告が被告よりも後に本件マンションに居住したことをもって，原告が自らタバコの煙が上がってくるような場所を選んで居住したものということはできない。また，上記１に認定した事実によれば，原告が本件マンションに居住するようになった平成２０年２月当時は，被告は平日の日中は勤務のため自室におらず，当時，５０９号室に階下からタバコの煙が上がってくることが日常的にあったものとは認められないから，タバコの煙を嫌う原告が，居住先を選ぶ際に十分な調査を怠ったということもできない。したがって，後から居住したことをもって，原告が被告のベランダでの喫煙によるタバコの煙を受忍すべきということはできない。

　被告は，また，被告においても原告の生活音に不快感を覚えており，これを原告に申し入れたが，原告はこれを改善する努力をしていないと主張する。しかし，被告の喫煙による煙が原告の自室に入ることと，原告の生活音とは，まったく別のことがらであるから，被告が原告の生活音について不快感を覚えているからといって，原告が，被告の喫煙によるタバコの煙を受忍しなければならないということにはならない。

　さらに，被告は，本件訴訟内での和解協議の際の原告の要求を問題とするが，原告が被告の不法行為として主張するのは，原告が繰り返しベランダでの喫煙をやめるよう依頼したにもかかわらず，被告がベランダでの喫煙をやめなかったことであるから，本件訴訟内での和解協議の際に，原告が被告の居室内での喫煙にも一定の制限を求めたとしても，そのことをもって，過去の原告の要求までが過大なものであったということはできない。

　３　争点(2)（原告の損害）について

　上記１に認定したとおり，原告は，タバコの煙について嫌悪感を有し，重ねて被告にベランダでの喫煙をやめるよう申し入れているところ，被告が，原告の申し入れにもかかわらず，ベランダでの喫煙を継続したことにより，原告に精神的損害が生じたことは容易に認められる。

　しかし，上記１で認定した事実によれば，平成２３年５月以降，被告がベランダで喫煙をしていたことが認められるのは，同年９月１９日ころまでの約４か月半程度であり，その間も，平日の日中は概ね午前中に限られていることが認められる。他方，被告がベランダでの喫煙をやめて，自室内部で喫煙をしていた場合でも，開口部や換気扇等から階上にタバコの煙が上がることを完全に防止することはできず，互いの住居が近接しているマンションに居住しているという特殊性から，そもそも，原告においても，近隣のタバコの煙が流入することについて，ある程度は受忍すべき義務があるといえる。

　これらを総合考慮すると，被告のベランダでの喫煙により原告に生じた精神的損害を慰謝するには，５万円をもって相当と認める。

　４　結論

　以上によれば，原告の請求は，５万円及びこれに対する本件記録上明らかな本件訴状送達の日の翌日である平成２３年１２月７日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから，この限度で認容し，その余の請求は理由がないから棄却することとし，主文のとおり判決する。

　（裁判官　堀内照美）